

## ♪学園都市混声コーラスについて♪

学園都市混声コーラスは「多忙な日常生活の中で、自己の趣味の時間を混声合唱で充実させつつ、地域の人達とのつながりも大切にしたい」という想いを共有するメンバーの集いを目指して発足しましたが、それから26年が経過し、その想いはほぼ遂げられたのではないかと思います。そして今、この26年間でメンバーの出入りはあったものの、いつしか平均年齢は70歳を超え、皆、仕事や子育てもほぼ終わり、そのぶん残り時間も少なくなってきました。そこで、残された時間を有意義に過ごすために目標の再設定をしようと思います。言い換えれば、貴重な時間そしてエネルギーを、何のために、どのように使っていくかということです。

新たな目標はこうしようと思います。=聴き手の心に届く演奏ができるコーラス=  
 つまり「歌って楽しかった」「この曲が歌えてよかったです」で終わるのではなく、作者の思いを汲み取り、自身の情感を育て、聴き手の心の琴線に少しでも触れることができる演奏、音楽作りを目標にしたいと思います。

運営は引き続き『気楽でシンプル』なことを第一のモットーとして、あえて組織的な運営体制はとらず、格式張った『会則』も設定しませんが、最低限の運営ルールとして下記『基本的取り決め事項』については十分ご承知の上、遵守下さい。

### 【基本的取り決め事項】

1. 練習は2回／月を原則とする。但し、出演本番前などに臨時練習を加える場合がある。
2. 『月次会費』は練習会場費及び会運営上の諸経費（ピアニスト謝礼、コピー費、郵送代金等）、更に「西区合唱の集い」や「クリスマス・ミニコンサート」などのイベント出演に必要な経費に充当するための費用として徴収する。  
 なお、月次会費は会員数や会場費など経費の変動により適宜見直しを行うものとする。
3. 記念コンサートの開催等、特別な行事のために『臨時会費』を徴収する場合がある。
4. 『月次会費』は最短2ヶ月以上を納入単位とし、原則として前納するものとする。  
 （『臨時会費』については、その発生の都度、納入方法を定める）
5. 『休会』の取り扱いについては、これを取りやめる。
6. 『退会』は本人からの申し出があった場合、及び練習を無断で連続して2ヶ月以上欠席した場合、自動的に『退会』したものと見做す。
7. 一旦納入した『月次会費』、『臨時会費』は『退会』の場合も含め、原則として返金しないものとする。
8. グループメンバーの冠婚葬祭や退会等に関わる儀礼的行為については、会としては一切関与しないものとする。
9. その他、本取り決めに無い事項が発生したときの対応については、指揮・代表者の決裁に委ねるものとする。
10. ステージ衣装については、都度定める服にて出演する。（既存のドレスは相談に応じ、サイズ等合わなければ新たに購入する。）

以上

【会費等】2025年10月～

項目	月次会費	臨時会費	合計
金額	1,000円／月	一円／月	1,000円／月

（2010年4月7日：現状の慣行内容に基づき、2項、3項を改定した・・・文責：総務担当）  
 （2025年10月1日：目標再設定に伴い前文及び1項、4項を改定、9項を追加した…文責：代表）